

軽自動車・自動車をお持ちの人へ

軽自動車税

☎ 税務課 (☎ 62-1205)

◆軽自動車税種別割の納付

納期限 5月31日(金) ※5月上旬に納税通知書を送付します。

納付方法 **ID** 1009142

- ▶電子納付…クレジットカード(手数料必要)、インターネットバンキング、決済アプリなどで納付
- ▶口座振替…既に申出をしている場合は、5月31日(金)に指定口座から引落し
- ▶現金納付…市指定金融機関(**ID**1002982)、コンビニ、市役所、富士松支所、納付書の地方税統一QRに対応した金融機関(eLTAX**HP**参照)で納付

減免について **ID** 1003184

身体障害者手帳などをお持ちの人が所有する軽自動車などで、障害の程度などが一定の要件に該当する場合、1人1台に限り減免が受けられます。5月31日(金)までに、申請書(税務課で配布、市**HP**でダウンロード)などを郵送または直接、税務課(〒448-8501 刈谷市役所)へ。

◆車検用納税証明書

継続検査(車検)で、三輪・四輪の軽自動車は**原則不要**(納付時期などによって必要となる場合あり)、二輪の軽自動車は**提示が必要**です。車検用納税証明書の取得方法は納付方法によって異なります。

納付方法	三輪・四輪の軽自動車	二輪の小型自動車
電子納付	車検用納税証明書の送付は行いません。 領収日付印が押印されないため、納税通知書の右端の車検用納税証明書は使用できません。納付してすぐに車検を受けたい場合は、現金納付をしてください。	6月下旬に車検用納税証明書を送付します。それ以前に必要な人は、現金納付をしてください。
口座振替	6月中旬に車検用納税証明書を送付します。 ※それ以前に必要な人は、5月31日(金)以降に通帳記入した指定口座の通帳をお持ちの上、税務課、富士松支所または各市民センターで申請してください。 ※前年度に口座振替納付した人は、有効期限が6月15日の車検用納税証明書を前年度送付しています。	
現金納付	納税通知書の右端に領収日付印が押印されたものが車検用納税証明書になります。	

自動車税

☎ 西三河県税事務所自動車税グループ (☎ 0564-27-2712)

自動車税種別割の納期限は5月31日(金)です。4月30日(火)に納税通知書を送付します。

県税事務所、金融機関やコンビニなどで納付してください(市役所での納付不可)。なお、クレジットカード(手数料必要)やインターネットバンキング、決済アプリによる納付もできます。詳細は、県税務課**HP**をご覧ください。

※他の人に名義変更や廃車などの手続を依頼した自動車の納税通知書が届いた場合、手続が3月末日までに行われていないことが考えられるので、西三河県税事務所に確認してください。

5月20日(月)から刈谷駅北口周辺駐輪場の配置が変わります

JR刈谷駅のホーム拡幅などの工事のため、刈谷駅北口平面駐輪場が使用できなくなることに伴い、北口第5駐輪場(仮設)の供用を開始します。**■**の駐輪場へ分散して利用いただきますようお願いいたします。

☎ 都市交通課 (☎ 95-0004)

刈谷駅北口周辺駐輪場配置図

